

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 22 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

歯科医師による新型コロナウイルスの PCR 検査の検体採取に伴う
E システム (e-learning) 教育研修の実施について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から別添による連絡がありました。

今般、新型コロナウイルス感染症対策の一環の中で、歯科医師による PCR 検査の検体採取が時限的・特例的に認められたところであり、この実施に際する条件^{*}の 1 つとして「必要な研修を受けた歯科医師」とされておりますが、日本歯科医師会の E システム (e-learning) に PCR 検査の検体採取に必要な教育研修が別添の通り整備されました。

なお、本研修の修了後、直ちに検査業務にあたることはなく、実技実習は別途必要となり、また地域医師会等が運営する「地域外来・検査センター」から協力要請があった場合に対応するものとなりますのでご注意ください。

また、本研修については、日本歯科医師会未入会の歯科医師も受講可能となっており、受講希望の際は、別添の受講申込書に必要事項を記入の上、本会へ FAX (03-3262-4199) ご送付ください。

(※日本歯科医師会会員の場合、受講申込書の必要はなく、E システムのログインにより受講可能です。)

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、本研修の趣旨をご理解の上、貴会会員への周知方について、よろしくお願い申し上げます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

[別添]

- 「歯科医師による新型コロナウイルスの PCR 検査の検体採取に伴う E システム (e-learning) 教育研修の実施について」

令和 2 年 5 月 21 日付・日本歯科医師会新型コロナウイルス感染症対策本部 事務連絡

1. 実施要領 2. 研修教材一覧 3. 受講申込書 4. フローチャート

- 「新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施のための研修動画の公開について」

令和 2 年 5 月 20 日付・厚生労働省 事務連絡

※ (条件参照) 「新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」 (令和 2 年 4 月 27 日付・厚生労働省 事務連絡)

[担当]

公益社団法人東京都歯科医師会
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策本部
事業第一課 保険担当 正岡・山下
TEL 03-3262-1149 (直通)
FAX 03-3262-4199

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 21 日

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

歯科医師による新型コロナウイルスの
PCR 検査の検体採取に伴う E システム (e-learning) 教育研修の実施について

日頃より、本会会務運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国は歯科医師による PCR 検査のための検体採取の実施に係る法的な整理を行い、都道府県医師会および郡市区医師会が運営する PCR 検査センターにおける検査体制の強化を促しております。

本会では、国の要請に応えるべく、E システム (e-learning) を用いた適切な受講体制を整え、PCR 検査の検体採取に必要な教育研修を下記のとおり実施いたします。

なお、実技実習は別途、都道府県等で行われます。研修の修了後、直ちに歯科医師が検査業務にあたることはありませんが、地域医師会等が運営する「地域外来・検査センター」から郡市区歯科医師会等へ協力要請があった場合に当該歯科医師を派遣する対応となります。

また、本会未入会の歯科医師で、同研修の受講を希望する場合には、受講状況を把握する必要から、別途の受講申込書に必要事項を記入の上、貴会を通じて本会学術課・日本歯科医学会事務局までご送付ください。

加えて、貴都道府県内において実際に歯科医師が PCR 検査の検体採取業務にあたった場合には、本会までご報告ください。

ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、本研修の趣旨をご理解の上、貴会会員へのご周知方につきまして、貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時：2020 年（令和 2 年）5 月 21 日（木）正午より
2. 研修教材：JDA E-system (<https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>)
3. 対 象：歯科医師（日本歯科医師会会員および日歯未入会者）
4. 受 講 費：無料

(別添)

1. 実施要領
2. 研修教材一覧
3. 受講申込書
4. フローチャート

お問い合わせ先
公益社団法人日本歯科医師会
学術課・日本歯科医学会事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
TEL 03-3262-9213 FAX 03-3262-9885
E-mail esystem_support@jda.or.jp

厚生労働省補助事業「令和2年度 歯科医療関係者感染症予防講習会」
歯科医師による新型コロナウイルスのPCR検査の検体採取に伴う
Eシステム（e-learning）教育研修

— 実施要領 —

- 【実施主体】 厚生労働省
- 【事業受託】 公益社団法人 日本歯科医師会
- 【目的】 国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、歯科医師によるPCR検査のための検体採取の実施に係る法的な整理を行い、都道府県医師会および郡市区医師会が運営するPCR検査センターにおける検査体制の強化を促している。
本会では、国の要請に応えるべく、Eシステム（e-learning）を用いた適切な受講体制を整え、PCR検査に係る研修を実施する。
- 【対象】 歯科医師（日本歯科医師会会員および非会員）
- 【実施日時】 2020年（令和2年）5月21日（木）正午より
- 【研修教材】 JDA E-system <https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>
メニュー画面「教材コンテンツ検索」より
大項目：33 感染予防と滅菌法
中項目：55 PCR検査研修
※研修の修了条件として、20分程度の動画6本の視聴および視聴後に表示される、5問のポストテストの合格（単位登録）が必要になります。
※ 日本歯科医師会会員は日本歯科医師会生涯研修事業e-learning研修単位を同時に取得できます。
- 【受講修了証】 本研修を修了された方には受講修了証を発行いたします。
- 【受講料】 無料
- 【申込方法】 日本歯科医師会会員は、Eシステムにログインの上、当該研修教材を受講ください。6単位取得後に受講修了証を発行しますので、日歯会員番号とICカード番号を記載の上、日本歯科医師会事務局（esystem_support@jda.or.jp）にご連絡ください。
日歯未入会者は、所定の様式にて、勤務先所在地の都道府県歯科医師会にお申し込みください。
- 【問合せ先】 公益社団法人 日本歯科医師会 学術課・日本歯科医学会事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
TEL：03-3262-9213/FAX：03-3262-9885
E-mail：esystem_support@jda.or.jp
※新型コロナウイルス対応による業務時間短縮のため、
電話対応は「平日の午前11時～午後1時まで」となっております。

【研修教材一覧】

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識
小坂 健（東北大学）
- ② 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
坂本史衣（聖路加国際大学）
- ③ 個人防護具の適切な着脱方法
坂本史衣（聖路加国際大学）
- ④ PCR 検査の基礎知識
小林隆太郎（日本歯科大学）・澁井武夫（日本歯科大学）
- ⑤ 鼻・口腔・咽頭部の解剖
小林隆太郎（日本歯科大学）・澁井武夫（日本歯科大学）
- ⑥ 検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項
小林隆太郎（日本歯科大学）・石垣佳希（日本歯科大学）

※④ ～ ⑥【日本歯科医学会監修】

※ JDA E-system <https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>

メニュー画面「教材コンテンツ検索」より下記を選択ください。

研修項目

大項目：33 感染予防と滅菌法

中項目：55 PCR 検査研修

※ 研修の修了条件として、20 分程度の動画 6 本の視聴および視聴後に表示される、それぞれ 5 問のポストテストの合格（単位登録）が必要になります。

※ 受講修了証の発行は、上記 6 単位を取得された後、日歯会員番号と IC カード番号を記載の上、日本歯科医師会事務局（esystem_support@jda.or.jp）にご連絡ください。受講修了証は PDF で発行し、電子メールにてお送りさせていただきます。

厚生労働省補助事業
「令和2年度 歯科医療関係者感染症予防講習会」
歯科医師による新型コロナウイルスのPCR検査の検体採取に伴う
Eシステム（e-learning）教育研修 受講申込書

申込日：令和2年 月 日

日本歯科医師会会長 殿

東京都歯科医師会会長 殿

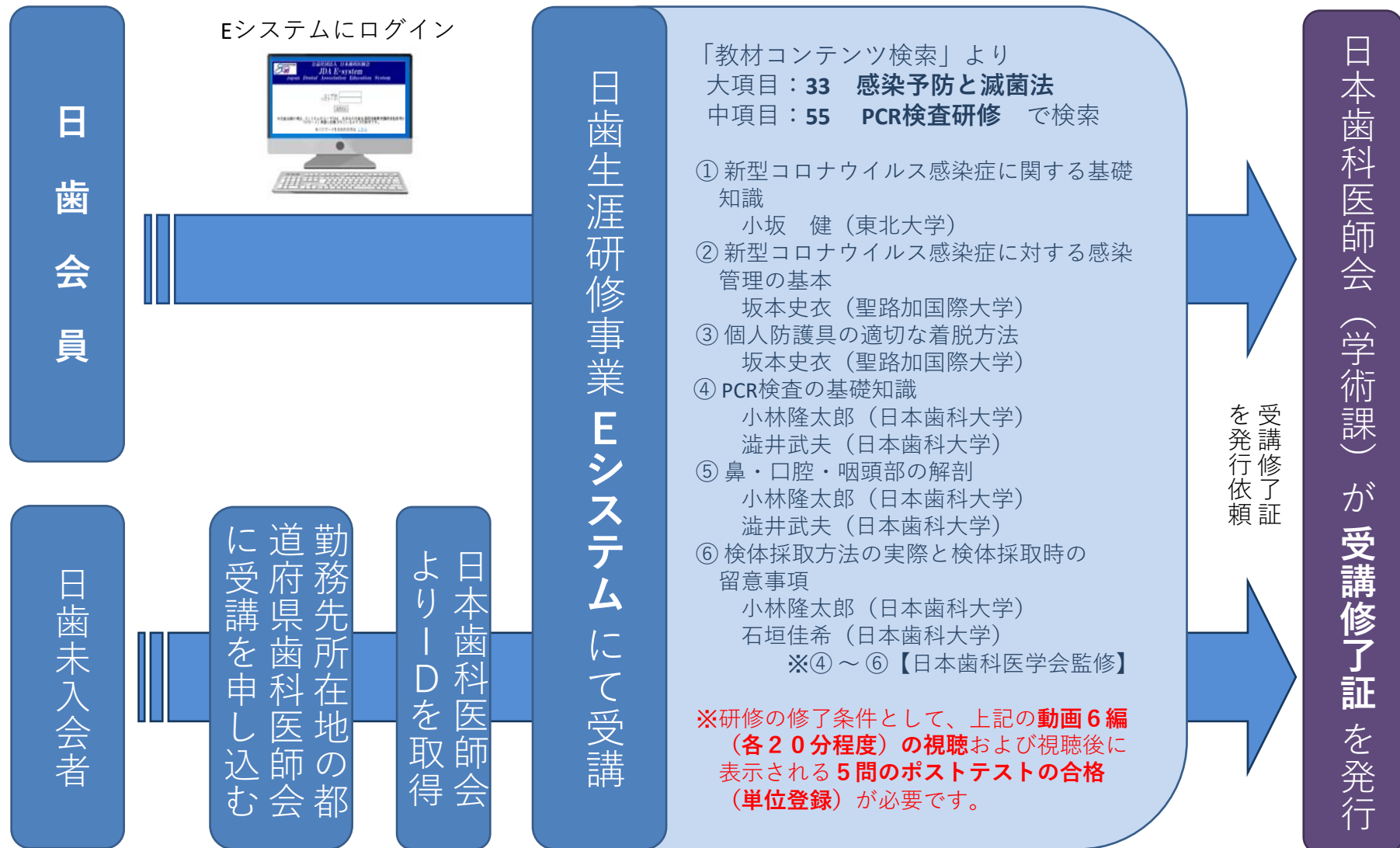
日本歯科医師会が実施する「歯科医師による新型コロナウイルスのPCR検査の検体採取に伴うEシステム（e-learning）教育研修」の受講を申し込みます。

受講者氏名	(日本歯科医師会会員の場合、本申込書は必要ありません。)	フリガナ	
生年月日 年齢・性別	昭和・平成 年 月 日 歳 / 男性・女性	歯科医籍 登録番号	
診療所名 又は勤務先名			
診療所又は 勤務先住所	〒 _____		
電話番号	— —	携帯電話	— —
F A X	— —	緊急 連絡先	— —
メール アドレス	@ ※添付ファイルを確認できるメールアドレスをご記載ください。		

※ 上記の各項にもれなく記入して下さい。記入もれがある場合は申し込みを受理しません。

※ 個人情報保護法に基づき、本研修会において得た個人情報は、本研修会及び本事業のためのデータベース化による資料以外には使用いたしません。また、これ以外の目的に使用する場合には、別途ご連絡いたします。

歯科医師による新型コロナウイルスのPCR検査の検体採取に伴うEシステム（e-learning）教育研修の受講流れ



※本研修に限り、日本歯科医師会に未入会の歯科医師も特例的に対象となります。

事務連絡
令和2年5月20日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の
採取の歯科医師による実施のための研修動画の公開について

令和2年4月26日に開催された医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「PCR検査に係る人材に関する懇談会」での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」(令和2年4月27日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課事務連絡、以下「4月27日事務連絡」という。)においてお知らせしたところです。4月27日事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施に際する条件の1つとして、「新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。」とされています。

今般、4月27日事務連絡にもとづく研修を各自治体等で実施される際に活用いただく観点から、下記のとおり研修動画を作成いたしました。なお、「个人防护具の適切な着脱方法」及び「検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項」につきましては、別途、実技研修が必要となります。

つきましては、その内容についてご了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 研修動画概要

①新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識

(監修：東北大学 小坂 健)

② 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本

(監修：聖路加国際大学 坂本 史衣)

③ 個人防護具の適切な着脱方法

(監修：聖路加国際大学 坂本 史衣)

④ PCR検査の基礎知識

(監修：日本歯科医学会 (日本歯科大学 小林 隆太郎、澁井 武夫))

⑤ 鼻・口腔・咽頭部の解剖

(監修：日本歯科医学会 (日本歯科大学 小林 隆太郎、澁井 武夫))

⑥ 検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項

(監修：日本歯科医学会 (日本歯科大学 小林 隆太郎、石垣 佳希))

2. 動画掲載場所

厚生労働省 YouTube (MHLWchannel) に掲載

<参考 URL>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWiziYd0rhqYR1BR3KxxMHyX>

(条件参照)

事務連絡
令和2年4月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための 鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の件数も増加しており、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、今後の感染者数の増加に備えた更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための検体採取として、鼻腔・咽頭拭い液の採取を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が課題の一つとなっている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、地域の医療提供体制を維持しつつ、更なる検査体制の充実を図る必要があることを踏まえ、4月26日に医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「PCR検査に係る人材に関する懇談会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について検討を行ったところである。

同懇談会での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、下記のとおりとりまとめたので、その内容についてご了知いただくとともに、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者へ周知し、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得てPCR検査体制の強化に取り組んでいただくようお願いする。

記

1. PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の医行為・歯科医行為該当性について

新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、「歯科医行為」ではなく「医行為」に該当するものであり、医師等の資格を有さない歯科医師が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反する。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際してのPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取の違法性について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療にも関わっていることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下で、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師が確保できないことを理由に必要な検査体制の整備ができないような場合においては、少なくとも下記の条件の下で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- (1) 感染が拡大し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること。具体的には、
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間中又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりPCR検査の必要性が増大している状況下で、
 - ・ 地域に設置された地域外来・検査センターにおいて、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況で、都道府県協議会や地域医師会等の関係者間で検体採取に必要な医師、看護職員又は臨床検査技師を確保することが困難であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。
- (3) 実施に当たって、歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること。

なお、PCR検査の必要性については、医師が医学的に判断すべきものであり、歯科医師がPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を行うに当たっても、医師の適切な関与の下で行われる必要があること。

3. 研修について

上記2（2）の研修について、具体的な研修内容の例は以下のとおりであること。

- ・ 研修内容：以下の内容を含むものとする。
 - ① 鼻・口腔・咽頭部の解剖
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
 - ④ 個人防護具の適切な着脱方法
 - ⑤ PCR検査の基礎知識
 - ⑥ 検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項（鼻出血への対応等） 等

※④⑥については、実技研修も実施すること。
（実技研修については、講義と同日でなくてもよいこととする。）
- ・ 研修時間：3時間程度（実技研修の時間も含む。）

4. 厚生労働省による支援

歯科医師の協力を得て行うPCR検査の具体的な実施方法等については、厚生労働省医政局医事課・歯科保健課において必要な助言・協力を行うこととしているので前広に相談されたい。

また、3.の研修については、その内容等を事前に厚生労働省医政局医事課・歯科保健課に報告すること。なお、厚生労働省においてeラーニングを活用した研修についての検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしているが、各地域において類似の研修が予定されている場合には当該研修を活用する等、地域の状況に応じて実施することも差し支えないものとする。